

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和7年5月30日(2025.5.30)

【国際公開番号】WO2024/071069

【出願番号】特願2024-549390(P2024-549390)

【国際特許分類】

H 05 K 3/28 (2006.01)

H 05 K 1/02 (2006.01)

H 01 L 23/29 (2006.01)

10

【F I】

H 05 K 3/28 B

H 05 K 1/02 A

H 01 L 23/30 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月12日(2025.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面および該第1面の反対側に位置する第2面を有する絶縁基板と、

前記第1面に位置するソルダーレジストと、

を含み、

前記絶縁基板は、平面視で該絶縁基板の周縁から中央方向にかけて窪む少なくとも1つの凹部、および該凹部に沿って前記第1面に位置する複数の電極を含み、

前記ソルダーレジストは、前記電極を露出する開口を有し、

30

前記ソルダーレジストの周縁は、前記凹部に沿った第1周縁、および前記絶縁基板の前記凹部以外の周縁に沿った第2周縁を含み、

前記第1周縁は、前記凹部の周縁と重なり、

前記第2周縁は、前記第1周縁に接続する第1領域を含み、

平面視において、前記第1領域は、前記絶縁基板の周縁よりも前記中央方向に位置している、

配線基板。

【請求項2】

平面視において、前記絶縁基板が第1辺を含む四角形状を有し、前記凹部が前記第1辺から前記中央方向に窪んで位置しており、

40

平面視において、前記第2周縁の前記第1領域は、前記絶縁基板の前記第1辺よりも前記中央方向に位置している、請求項1に記載の配線基板。

【請求項3】

前記第2周縁に沿って露出している前記絶縁基板の前記第1面の算術平均粗さは、前記ソルダーレジストの表面の算術平均粗さよりも大きい、請求項1に記載の配線基板。

【請求項4】

前記複数の電極は、前記第1周縁の最も近くに位置する第1電極と、前記第2周縁の前記第1領域の最も近くに位置する第2電極とを含み、

前記第1周縁と前記第1電極との第1距離は、前記第2周縁の前記第1領域と前記第2電極との第2距離よりも短い、請求項1に記載の配線基板。

50

【請求項 5】

前記第1距離と前記第2距離との差が、 $100\mu m$ 以上である、請求項4に記載の配線基板。

【請求項 6】

前記第1領域と該第1領域の最も近くに位置する前記絶縁基板の周縁との第3距離は、前記第1距離よりも短い、請求項4に記載の配線基板。

【請求項 7】

請求項1～6のいずれかに記載の配線基板と、
前記凹部に位置するアダプタと、
該アダプタおよび前記絶縁基板の前記第1面に位置する前記複数の電極に接続している
電子部品と、
を含み、

前記電子部品の下面と前記ソルダーレジストとの間に、封止樹脂が位置している、
実装構造体。

【請求項 8】

前記アダプタは、前記凹部と反対側で光コネクタと接続し、
前記絶縁基板の周縁に沿う方向において、前記第1領域の幅は、前記光コネクタの前記
第1領域に対向する部分の幅よりも長い、請求項7に記載の実装構造体。